

福知山市大規模災害対応力強化検討会設置要綱を次のように定める。

令和6年10月22日

## 福知山市大規模災害対応力強化検討会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、過去の大規模震災における取組事例や知見、職員派遣によって得た経験を基に、本市の大規模災害発生時における、発災から復旧、復興に応じた対応について検討を行うため、大規模災害対応力強化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 検討会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 関係機関、団体
- (4) 行政機関等
- (5) その他市長が必要と認める者

(座長)

第3条 検討会に座長を置き、座長は委員の中から互選する。

- 2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長は、必要に応じて別に専門委員会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、市長が招集し、座長が議長となる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の、報酬及び費用弁償の支給方法については、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の例による。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、市民総務部危機管理室に置き、庶務を処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、市長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月22日から施行する。